

第3次三木市環境総合計画(中間見直し)

概要版

1 計画策定の背景・目的

本市では、「三木市環境基本条例」に基づき、1999（平成11）年3月に「三木市環境総合計画」を策定しました。その後、2009（平成21）年5月に「第2次三木市環境総合計画」、2021（令和3）年4月に「第3次三木市環境総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、近年、地球温暖化に起因した気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染など、環境問題が世界規模で大きな課題となっており、2024（令和6）年5月には国の新たな「第六次環境基本計画」が閣議決定されています。

本市においても、近年の国内外の動向や環境行政を取り巻く社会情勢の変化や課題に対応し、市民・事業者とともに良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、本計画の中間見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三木市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定するものです。

本市の最上位計画である「三木市総合計画」を環境面から具体化する計画であり、環境分野の計画の中で最上位に位置づけられます。

3 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間としますが、「三木市総合計画【改訂版】」に合わせて、中間目標年度を2024（令和6）年度、最終目標年度を2029（令和11）年度に設定します。

2025（令和7）年度には、近年の国内外の動向や環境行政を取り巻く社会情勢の変化や課題に対応するとともに、上位計画や関連計画等との整合を図るため、本計画を中間評価し、最終目標年度に向けた中間見直しを行いました。



4 環境像

本市の恵まれた環境を守り、今後も将来世代に引き継いでいくためには、環境への負担を減らし、持続可能な社会を築いていかなければなりません。今後も恵まれた環境と共生していくために、本市に集う全ての人々が環境に対して関心を持ち続け、自らの生活や事業活動と環境との関わり合いを改めて認識し、市民・事業者及び行政等の各主体が連携しつつ、環境にやさしい取組を行っていくことが必要です。

そこで、本市が目指す環境像を次のように設定します。



自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち 三木

5 基本目標・環境施策

目指す環境像を実現するため、5つの基本目標を設定し、市民・事業者等と連携しながら、各分野で取組を進めます。

また、本市としても、持続可能な開発目標（SDGs）の各目標が目指す内容に貢献できるように、環境分野の側面からも取組を進めます。

出典：国際連合広報センターウェブサイト
持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標 1 地球温暖化対策に取り組む脱炭素なまち

みんなで省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギーの利用等の環境にやさしい生活様式や事業活動を実践するとともに、気候変動の影響への適応策を推進し、2050（令和 32）年までに市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。

（1）行政による地球温暖化対策の実施

- 公共施設の省エネルギー化の推進
- 次世代自動車の調達
- 公共施設における再生可能エネルギーの利用
- 職員の意識の向上

（2）地域での地球温暖化対策の実施

- 地球温暖化に関する周知
- 省エネルギー化の促進
- 次世代自動車の利用
- フロン類対策の実施
- 再生可能エネルギーの利用
- 環境産業の促進
- 公共交通機関及び自転車の利用

（3）気候変動による影響への対応

- 豪雨対策の実施
- 感染症対策の実施
- 熱中症対策の実施
- 災害発生時の非常用電源の確保



基本目標 2 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

希少な野生動植物の保護、外来生物や有害鳥獣対策など、地域の生態系の保全に努めるとともに、自然とふれあいの場の創出による生物多様性とのつながりを意識した取組を進めます。

（1）生物多様性の保全

- 希少種の保護
- 特定外来生物対策の実施
- 動植物の生息・生育環境の整備
- 有害鳥獣対策の実施

（2）自然とふれあう場の創出

- 自然体験活動や自然観察会の開催
- 里山の保全・再生

（3）農地の保全

- 農地の有効利用の促進
- 地産地消の推進
- 環境への影響が少ない農業の普及



基本目標3 3Rの推進による資源が循環するまち

みんなが連携し食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制対策等のごみの減量化に努めるとともに資源が循環するまちを目指します。

(1) ごみの減量化の推進

- 家庭系ごみの発生抑制に向けた取組
- 事業系ごみの発生抑制に向けた取組
- 再使用に関する取組
- プラスチックごみ対策の実施

(2) ごみの分別と資源化の推進

- 分別の徹底
- 小型家電の再生利用の推進
- 店頭回収の推進
- 資源ごみ集団回収運動等の推進

(3) ごみの適正処理の推進

- 収集体制等の整備
- 周知方法の工夫
- 適正処理の推進
- 災害廃棄物対策の実施



基本目標4 地域の良い環境を創出する安全・快適なまち

良好な大気、水等の確保、空き家や空き地の発生抑制対策及び不法投棄の防止対策など、健康かつ、安全な生活環境の創出に努めるとともに、市内の景観資源や歴史的な文化財等の保全と継承に取り組み、人々が快適に暮らせるまちを目指します。

(1) 公害の発生防止

- 大気質の保全
- 騒音・振動の発生防止
- 悪臭の発生防止
- 水質の保全
- 土壌の保全

(2) 居住環境と地域の景観資源の保全

- 公園・緑地の維持管理
- 地域の景観の保全と活用
- 不法投棄の防止対策の実施
- 良好な景観環境の維持
- ポイ捨て防止対策の実施

(3) 空き家や空き地の発生防止

- 発生抑制対策の実施
- 管理不全な空き家や空き地への対応
- 空き家の利活用の促進

(4) 歴史・文化資源の保全と継承

- 歴史・文化資源の保全
- 歴史・文化資源の継承



基本目標5 地域でみんなの力で環境を良くするまち

家庭をはじめ、学校や職場、地域活動等の場で、みんなが環境について積極的に学び、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを実践するエコなまちを目指します。

(1) 環境教育・環境学習の推進

- 学校での環境教育・環境学習の実施
- 環境教育・環境学習を担う人材の育成
- 地域での環境教育・環境学習の実施

(2) 地域での環境保全活動の促進

- 環境保全活動への支援の実施
- 環境に関する情報の提供
- 事業活動における取組の促進

(3) 分野横断的な取組

- 広域連携の推進
- 持続可能な社会の実現に向けた取組

6 市民・事業者の方々に実践していただきたい取組

本市の恵まれた環境を守り、今後も将来世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが意識と行動を変えていくことが必要不可欠です。

市民・事業者の方々に実践していただきたい取組の一例を以下に掲載していますので、まずはできることから、みんなで少しずつ始めてみましょう！

脱炭素につながる行動をこころがけましょう。



家電や設備機器を更新する際は、省エネルギー性能の高い製品を選択しましょう！

省エネ性能
★★★★★ 5.0

統一省エネラベル (資源エネルギー庁)

省エネ基準達成率	140%	年間消費電力量	30 kWh/年
----------	------	---------	----------

住宅や事業所に太陽光発電設備の導入を検討しましょう！



自動車を購入する際は、環境負荷の少ない電気自動車等の次世代自動車を選択しましょう！



距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用して移動しましょう！



自然観察会や希少種の保護活動に参加・協力しましょう！



有害鳥獣による農業及び人的被害の防止に向けて地域ぐるみで、取り組みましょう！



市内で生産された農作物等を積極的に購入・利用し、地産地消に取り組みましょう！



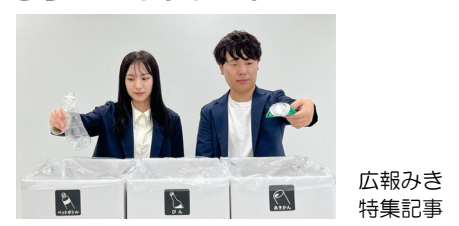
食材の使い切りや食べきり、生ごみの水切りによって、ごみの減量化に努めましょう！



レジ袋等の使い捨てプラスチック製品の使用を控えて、プラスチックごみの減量化に努めましょう！



ごみの分別やごみ出しのルールをきちんと守りましょう！



公園や緑地の維持管理活動に参加・協力しましょう！



ごみのポイ捨てや不法投棄は絶対にやめましょう！



所有する空き家や空き地の適正な維持管理に努めましょう！



地域の環境学習会に参加し、環境に関する知識を深めましょう！



地域の環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に参加・協力しましょう！

